

保存期間：10年
(2031年末)
令和3年3月30日

資料	4
----	---

新型コロナウイルス感染症 に関する国税庁の取組

令和2年分確定申告について

1 令和2年分確定申告における感染症対策について

国税庁では、令和2年分確定申告について、確定申告会場への来場者の削減・分散を図るなどの対策を行い、来場者の方が安心して確定申告会場を利用できるような環境整備を行っている。

◆ 確定申告期間中の来場者数の削減・分散

- ・ 自宅等からのe-Tax利用の更なる推進。
- ・ 公的年金を受給している方は期間前(2月16日より前)から申告相談を実施。
- ・ 確定申告会場以外における説明会や相談会の実施。

◆ 会場内の混雑緩和

- ・ 会場レイアウトの大幅な見直しによりソーシャルディスタンスを確実に確保。
- ・ 外部会場の追加借り上げによる会場開設期間の拡大。
- ・ “入場時間を指定した整理券”を発行(LINEを通じたオンライン事前発行も可能)して入場者数をコントロール。

◆ 確定申告会場における基本的な感染防止策の徹底

- ・ 入場時に検温を実施し、37.5度以上の発熱がある方や検温を拒否する方等については入場をお断りする。
- ・ こまめな換気・消毒を実施。
- ・ 相談従事者は毎日検温する等体調管理を徹底。

2 令和2年分確定申告の申告・納付期限の延長について

◆ 令和2年分確定申告の申告・納付期限の延長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることとなった。

このため、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長することを公表。(令和3年2月2日)

特例猶予の申請期間終了後における納税が難しい方への対応について

1 特例猶予の申請期間中の対応（令和3年2月1日まで）

新型コロナの影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、手元資金を事業継続のために回していただけるよう、無担保かつ延滞税なしで、1年間納税を猶予する特例（特例猶予）が設けられた。

国税庁は、この特例猶予の適用に当たり、納税者の置かれた状況等に配慮しつつ、積極的な周知・広報と迅速かつ柔軟な適用に努めてきた。

○ 特例猶予の適用状況（令和2年4月30日から令和3年1月29日適用分）

	適用状況	
	件数	税額
令和2年4月～令和3年1月分	299,500件	1,386,295百万円

※ これは前年度における既存の猶予制度の9か月間の適用状況と比較すると、件数では約10倍、金額では25倍以上となっている。

2 特例猶予制度の終了後の対応（令和3年2月2日以後）

特例猶予は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象となっているが、その特例の終了後も、既存の猶予制度は利用可能（猶予制度の適用により、年8.8%の延滞税は年1.0%に軽減）。

新型コロナの影響を受けている事業者に対して既存の猶予制度を適用するに当たっては、納税者個々の実情を十分に伺いながら、事業継続に必要な運転資金に配慮し、柔軟に対応することとしている。

◆ 既存の猶予制度の柔軟な運用

- ・ 納税者からの資料提供が困難な場合、聞き取りにより審査を行い、資料のやり取りを簡略化。
- ・ 担保提供が明らかに可能な場合を除き、担保不要。
- ・ 社会保険料や地方税の猶予を申請している場合、その申請書類の写しを添付することで、一部書類の記載や添付省略を可能とする。